

## 公 告

建築基準法(昭和25年法律201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置として次のとおり指定した。

平成29年7月28日

福島県知事 内堀 雅雄

	指定年月日	指定番号	道路の築造者の氏名及び住所(法人にあつては、名称及び所在地)	道路の位置	道路の延長 (メートル)	道路の幅員 (メートル)
1	平成29年4月13日	福島県指令相建第44-18号	有限会社 サン・ホーム 代表取締役 小林 隆一 南相馬市原町区本陣前三丁目142番地	南相馬市原町区上太田字陣ヶ崎275番3, 278番8	127.74	4.00~6.00
2	平成29年4月19日	福島県指令相建第44-32号	石川 正雄 南相馬市原町区小川町183番地	南相馬市原町区小川町182番5, 182番6, 185番3, 185番4, 199番2の一部(公衆用道路), 214番2の一部(用悪水路), 205番2の一部(用悪水路)	25.08	4.00~6.00
3	平成29年5月16日	福島県指令相建第44-1号	庄司建設工業株式会社 代表取締役 庄司 岳洋 南相馬市原町区青葉町1-1	南相馬市原町区石神字坂下25番1	39.11	6.03
4	平成29年6月5日	福島県指令相建第44-4号	株式会社 トーヨー建設 代表取締役 岡田 庄治 相馬郡新地町谷地小屋字上ノ台52番地の2	相馬郡新地町駒ヶ嶺字原5番225	20.04	4.50
5	平成29年6月13日	福島県指令相建第44-3号	鳥居 一夫 南相馬市原町区西町3丁目101番地	南相馬市原町区西町3丁目100番15	54.90	6.00
6	平成29年6月13日	福島県指令相建第906号	双葉不動産建設株式会社 代表取締役 石田 慎一 双葉郡浪江町大字権現堂字上続町18番地2	双葉郡浪江町大字権現堂字漆原43番4	66.88	4.50~5.00